

目次

第1章 計画策定の趣旨等

- 1-1) 計画策定の背景・趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 1-2) 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 1-3) 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 1-4) 計画の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

第2章 阿蘇市の自殺の現状

- 2-1) はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 2-2) 自殺者数と自殺死亡率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 2-3) 性・年代別自殺者割合・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 2-4) 同居の有無別の自殺割合・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 2-5) 有職者・無職者別の自殺割合・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 2-6) 自殺の原因・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- 2-7) 阿蘇市地域福祉計画改定に係る市民意識調査結果・・・・・・・・ P 6
- 2-8) 対策が優先されるべき対象群・・・・・・・・ P 8

第3章 自殺対策の方向性

- 3-1) 阿蘇市の自殺対策における基本方針・・・・・・・・ P 9
 - (1) 自殺対策を生きることの包括的な支援として推進する・・・・・・・・ P 9
 - (2) 関連する他の施策と連携させることで、総合的な対策として展開する・・・・・・・・ P 9
 - (3) 対応のレベルと段階に応じた、様々な施策の効果的な連動を図る・・・・・・・・ P 9
 - (4) 自殺対策における実践的な取組と自殺問題の啓発的な取組とを合わせて推進する P 10
 - (5) 関係者の役割を明確化するとともに関係者同士が連携・協働して取組を推進する P 10
- 3-2) 施策の体系・・・・・・・・ P 10
 - (1) 5つの基本施策・・・・・・・・ P 11
 - 基本施策1 地域におけるネットワークの強化・・・・・・・・ P 11
 - 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成・・・・・・・・ P 11
 - 基本施策3 住民への啓発と周知・・・・・・・・ P 12
 - 基本施策4 生きることの促進要因への支援・・・・・・・・ P 13
 - 基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育・・・・・・・・ P 14
 - (2) 3つの重点施策・・・・・・・・ P 14
 - 重点施策1 勤務・経営問題に関わる自殺への対策の推進・・・・・・・・ P 15
 - 重点施策2 高齢者の自殺対策の推進・・・・・・・・ P 15
 - 重点施策3 生活困窮者支援と自殺対策の連動性の向上・・・・・・・・ P 16

第4章 自殺対策の推進体制

- 4-1) 自殺対策の推進体制・・・・・・・・ P 16

資料編・・・・・・・・ P 17

重点施策3 生活困窮者支援と自殺対策の連動性の向上

(1) 生活困窮者に対する「生きることの包括的な支援」を強化する

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度に基づく各種の取組と自殺対策との連携を強化するとともに支援の担い手となる人材の育成をすすめ、生活苦に陥った市民に対する「生きることの包括的な支援」を強化します。

(自立相談や家計相談、就労支援、子どもに対する学習支援、住宅確保資金給付等の各種自立支援事業の実施と他課との情報共有や連携の強化)

(2) 支援につながっていない人を、早期に支援へとつなぐための取組を推進する

生活苦に陥っている人の中には、支援制度につながらず自殺のリスクを抱え込んでしまう人も少なくありません。行政側から対象者への働きかけを積極的に行うなど、支援につなぐ体制を強化し、自殺のリスクになりかねない問題を抱えている人を、早い段階で発見するとともに、必要な支援へとつなぐための取組を推進します。

(税金等の滞納金の徴収を担当する職員のゲートキーパー研修の実施、複数の問題を抱える人に対しての社協の心配事相談等へのつなぎ)

(3) 多分野の関係機関が連携・協働する基盤を整備する

多分野の関係機関が連携し「生きることの包括的な支援」を推進するための基盤を整備します。

第4章 自殺対策の推進体制

4-1) 推進体制

(1) 自殺対策連絡協議会

庁内外の関係機関や専門家を構成員とし、様々な関係者の知見を活かして、緊密な連携をとり、自殺対策を総合的に推進します。

(2) 自殺対策庁内推進会議（仮称）

自殺対策を総合的かつ効果的に協議推進するため、自殺対策庁内会議（仮称）を今後設置し、計画の進捗管理をしていきます。

自殺対策連絡協議会

- ・ 市長
- ・ 阿蘇保健所長・阿蘇警察署長
- ・ 阿蘇市議会・阿蘇郡市医師会
- ・ 区長会・民生委員、児童委員協議会連合会
- ・ 身体障害者福祉協会・老人クラブ連合会
- ・ ボランティア連絡協議会
- ・ 就学前人権・同和教育部会
- ・ 女性団体連合会・消防団
- ・ 教育委員会・校長会・PTA連絡協議会
- ・ 社会福祉協議会・総合支援センター
- ・ 福祉施設関係者
- ・ 市民部長

- ・ 労働関係機関等必要に応じ追加

自殺対策庁内推進会議（仮称）
（部、課長級）



連携